

令和2年度 中央区特定事業主行動計画の実施状況報告

1 概要

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条第5項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条第6項に基づき、本区における取組の実施状況について報告します。

2 実施状況

(1) 休暇制度等の周知と職員、職場の意識改革

- ・ 子育てに関する休暇制度等のリーフレット作成による周知（平成22年度～）
- ・ 男性職員の育児休業の取得促進のためのリーフレット作成による周知（平成28年度～）
- ・ 育児休業を取得した男性職員の経験談等を掲載した「働き方・休み方通信」の発行（平成29年度）

(2) 超過勤務の縮減

- ・ 一斉定時退庁日（毎週金曜日）の継続実施（平成22年度～）
- ・ 週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更の活用の周知（平成27年度～）
- ・ 勤務時間の臨時変更の活用の周知（平成27年度～）
- ・ 勤怠管理システム導入による超過勤務の事前申請及び承認の実施（平成30年度～）
- ・ 超勤代休時間制度の導入（平成30年度～）
- ・ 超過勤務状況の把握及び超過勤務が多い職員への個別の健康相談の実施

(3) 年次有給休暇の取得促進

- ・ 「年休取得目標制」の継続実施（平成22年度～）
- ・ 計画的な取得を促す四半期毎の「年次有給休暇計画表」の利用推進の周知（平成22年度～）
- ・ 全庁的な会議を通じて所属ごとの休暇取得状況の周知（平成22年度～）
- ・ 「リフレッシュデー」、「プラスワン休暇」活用の周知（平成27年度～）
- ・ 「プレミアムフライデー」活用の周知（平成28年度～）
- ・ 年次有給休暇の積極的な取得を働きかける「働き方・休み方通信」の発行（平成29年度）

【取得実績】

令和2年平均取得日数 16.8日

(4) 子育て支援に関する休暇の取得促進

- ・ 子育てに関する休暇制度等のリーフレット作成による周知(平成22年度～)
再掲載
- ・ 子の看護の休暇の対象となる子の年齢を9歳まで拡大(平成26年1月～)

(5) 育児休業の取得促進

- ・ 男性職員の育児休業の取得促進のためのリーフレット作成による周知(平成28年度～) 再掲載
- ・ 育児休業を取得した男性職員の経験談等を掲載した「働き方・休み方通信」の発行(平成29年度) 再掲載

【取得実績】

令和2年度

休暇制度等(※1)	女性	男性	合計
育児休業	64名	10名	74名
育児短時間勤務	0名	0名	0名
部分休業	37名	1名	38名
育児時間	9名	2名	11名
子の看護のための休暇	54名	45名	99名
出産支援休暇(※2)	-名	15名	15名
育児参加休暇(※2)	-名	15名	15名

※1 育児休業、部分休業及び育児時間は、前年度から引き続き取得している職員を含む。

※2 出産支援休暇及び育児参加休暇は、男性職員のみ取得可能。

(6) 女性の活躍推進

- ・ 主任職・管理職勉強会における女性管理職、係長をロールモデルとした座談会の実施

【女性管理職等の割合】

令和3年度の状況（4月1日時点）

部長級：16.7% 課長級：17.7% 係長級：42.4%

(7) その他の取組

- ・ 育児・介護のための早出遅出勤務制度の導入(平成29年度～)

【参加実績】

令和2年度 女性8名、男性10名